

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人福岡学園
② 設置大学名称	福岡医療短期大学
③ 担当部署	企画課
④ 問合せ先	092-801-0420
⑤ 点検結果の確定日	令和8年9月15日
⑥ 点検結果の公表日	令和8年9月18日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://hs.fdcnet.ac.jp/about/governancecode
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	学生の葉やホームページ等に明示している。 https://hs.fdcnet.ac.jp/about/about-spirit_policy
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	３ポリシーに基づいた学校運営を行っている。 https://www.fdcnet.ac.jp/files/uploads/%EF%BC%93policy07.4.1.pdf
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	以下のとおり、短大学長の責務（役割及び職務範囲）、短大学長の補佐体制（副学長、学科長の役割）及び教授会の役割（短大学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を学則に明記している。 短大学長は、大学の目的使命を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督している。 また、短大学長を補佐する体制を確保するため、短大副学長および学科長を置くことができる。なお、現在は学科長のみを選任している。 教授会は、短大学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び短大学長の求めに応じ、意見を述べるができることと学則に定めており、短大学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されないこととしている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	実効性のある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学の質向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	毎年度、教職員研修基本方針を策定し、基本方針に基づき研修計画を策定・実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学の管理運営方針により、「本学が成長発展していくために進むべき中期的な方向性を示すため、中期構想を策定する」と定めている。 また、経営企画委員会の下に部会を設置し、中期的な目標及びその実現に向けた具体的な取組事項について検討を行い、委員会案を策定している。その素案を教職員に提示し、意見聴取を行い、必要な修正・反映を行っている。最終案は、理事会に付議し、審議・決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期構想を実現するため、年度ごとに事業計画を策定する。また、計画に対する達成目標を掲げ、事業計画に基づき実施した事業内容を明らかにし、検証・改善するため、事業実施結果及び年度ごとに事業報告書を作成して進捗管理を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	就職先から意見を求め、教育に反映させるなど、社会の要請に応える教養と良識を備えた歯科衛生士を育成するとともに、学内外を問わず、歯科衛生士に対して最新の口腔健康管理の技能・情報を教授するために生涯学習の場となる研修を歯科衛生士研修支援センターにより実施している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域住民の関心が高いテーマを題材にした公開講座の開催、地域住民を対象とした口腔・全身の健康状態の計測を毎年実施、地域の高齢者を対象としたセミナーを毎月開催等による最新の知見や技術の還元により、社会貢献・地域連携を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様性への対応として、令和5年度より共学化をスタートした。また、「福岡医療短期大学障害学生支援規則」に基づき、合理的配慮提供に対応する体制を整備している。 新キャンパスにおいては、多目的に利用可能なトイレや更衣室を設置するなど多様性へ配慮した環境づくりを行った。
実施項目 2－2②	説明

役員等への女性登用の配慮	本法人の理事長は女性であり、その他の理事 10 名のうち、2 名は女性である。評議員は 13 名のうち、5 名が女性である。
--------------	--

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の人材確保方針において、「私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもって定めるところにより、理事選任機関が選任する。」としており、理事に求める資質・能力を明確化している。 また、理事の選任に関しては、理事候補者を理事会で選定した上で、各理事選任機関（理事会及び評議員会）の決議により決定している。なお、理事会が理事選任機関となる場合は、あらかじめ評議員会の意見を聴取し、その意見を十分に参酌の上で、理事選任機関としての理事会で審議・決定を行うことにより、選任過程の透明性の確保に努めている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の運営については、寄附行為において、決議事項、決議要件、議事録の作成等の必要事項を明確に定め、適切に運営することで透明性を確保している。 また、評議員会には陪席者として理事長及び学内理事が参加し、必要に応じて各事案の説明を行うなど、評議員会との協働体制を確立するとともに、相互の牽制機能が発揮されるよう努めている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	常任役員会の議題で必要な情報を理事会で報告事項として情報提供をしているほか、法制度が変更になったときには、理事会でその概要について説明を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	本学では、選任基準において、監事については、「学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもって定めるところにより、評議員会の決議によって選任する」、会計監査人については「公認会計士又は監査法人のうちから、学校法人会計及び監査に関する専門的知識と経験を有するものを、寄附行為をもって定めるところにより、評議員会の決議によって選任する」と定めており、選任基準を明確化している。 また、寄附行為において、理事会が監事の選任議案を評議員

	会に提出する際には、あらかじめ監事の過半数の同意を得ることとしている。さらに、会計監査人の選任議案については、その内容を監事の過半数の合意で決定した上で評議員会に付議し、評議員会の決議により選任することとしている。このように、監事及び会計監査人の選任に当たっては、監事の関与及び評議員会の議決を経る仕組みを設けることで、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、内部監査室は年度ごとの監査計画を作成し、年2回、監事、会計監査人、内部監査室による三様監査ミーティングの機会を設けて連携を図っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事の常任役員会への陪席により組織運営状況の情報提供を行うとともに、毎年開催される監事研修会への参加機会を確保している。また、一般社団法人大学監査協会への入会により最新の監査動向や情報を継続的に提供している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法及び属性・構成割合については、選任基準において、「評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもって定めるところにより選任する。」ことを明確化している。選任過程においては職員、卒業生に加え、学識経験者（教職員、大学教育経験者、行政関係者、職能団体の代表者等）を候補とし、多様な知識・経験を有する人材を理事会及び評議員会において選任している。また、理事会が選任する評議員の数は、評議員の総数の1/2を超えないこと、教職員である評議員の数は評議員総数の1/3を超えないこととしており、評議員会の独立性及び選任過程の透明性の確保に努めている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営については、寄附行為において決議事項、決議要件、議事録作成等の必要事項を明確に定めており、これに基づき適切に運営しているため、透明性は確保されている。 また、理事長及び学内理事が評議員会に参加し、必要に応じて事案説明を行うことで、理事会との協働体制及び相互牽制機能を確保している。
実施項目 3-3③	説明

評議員への情報提供・研修機会の充実	理事会の決定事項のうち共有すべき事項については、評議員会で適宜情報提供を行っている。また、寄附行為の概要をまとめた説明資料を作成し、評議員会時に配布することで、本法人のガバナンスや寄附行為に対する理解の促進に努めている。
-------------------	--

原則３－４ 危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	各種危機管理のマニュアルを整備している。事業継続計画については福岡歯科大学医科歯科総合病院及び介護老人保健施設では策定・活用しているが、本学ではその策定を検討中である。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程等に則り、各種研修等も含めて周知徹底を図るなど、組織的に対応している。また、公益通報窓口を教職員等に公表するとともに、通報者への保護についても関連規程に定め、運用している。

原則４－１ 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開規程において、「情報開示の実施等を定めることにより、本学の保有する情報の積極的な公開を図り、もって学園の社会的責任を果たすこと」を方針としている。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	財務状況に関してステークホルダーに分かりやすくするため、図を活用する等の工夫をしている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明